

様式第1号（第8条関係）

川島町郵便用封筒有料広告掲載申込書

年 月 日

川島町長

あて

郵便番号

住所

代表者職・氏名

電話番号

FAX

「川島町郵便用封筒」に広告を掲載したいので、川島町郵便用封筒有料広告掲載取扱要綱に基づき、原稿を添えて下記のとおり申込いたします。

記

1. 掲載を希望する印刷物
2. 掲載希望単回数※10,000枚を1回とする。

※注意事項

広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する際は、著作権が発生する場合がありますので、使用の許可等を必ず受けてください。町では一切の責任を負いません。

〈申し込み上の留意事項〉

1. 掲載する広告の内容は公共性を損なうおそれのないものとします。なお、次の各号に該当する広告は掲載できません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項各号、同条第7項各号、同条第8項から同条第10項まで及び同条第11項第2号の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
 - (2) 政治活動、宗教的活動、意見広告又は名刺広告に係るものと認められるもの
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - (4) その他不相当と町長が認めるもの
2. 広告を掲載することのできる郵便用封筒は、町で作成する長3規格の裏面余白で町長が指定した位置となり、1枚につき縦5センチメートル以内、横9センチメートル以内とし封筒文字と同じ1色刷りとなります。
3. 広告掲載期間は、当該広告掲載をした郵便用封筒が消費するまでの期間とします。
4. 広告掲載料は、長3封筒10,000枚につき、1枚15,000円です。

掲載料とは別に版代がかかる場合があります。

支払方法については、広告掲載承諾書といっしょに納付書を郵送しますので川島町指定金融機関等（納付書の下部に記載）から振り込んでください。
5. 申込者の資格は、国内に住所又は事業所を有する者とします。
6. 掲載する順番は受付順とします
7. 掲載する広告の「原稿」は申込者が作成してください。